

会 社 名 東 洋 電 機 製 造 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 渡 部 朗
(コード番号 6505 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員総務部長 濱田 優
(TEL 03-5202-8121)

当社は、本日開催の取締役会において、当社が 2023 年 8 月 29 日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）を継続することにつき、2026 年 8 月 27 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、議案としてお諮りさせていただくことに関して決議を行いましたのでお知らせいたします。

本プランの継続にあたり、株主の皆様にご理解いただくため、持続可能な社会の実現に貢献するための当社グループのサステナビリティ方針、その方針に基づき当社グループが優先的に対処すべき重要課題として特定した5つのマテリアリティ（重要課題）への取り組み状況、ならびにこれらを踏まえた中期経営計画に関する記載の充実を図っております。

なお、本プランは、社外取締役 3 名を含む当社取締役 7 名全員が出席した取締役会において全員の賛成により決定されております。また、当該取締役会には、社外監査役 3 名を含む当社監査役 4 名全員が出席し、全員が本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しております。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の意思決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの社会的使命やそれに基づく存在意義を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

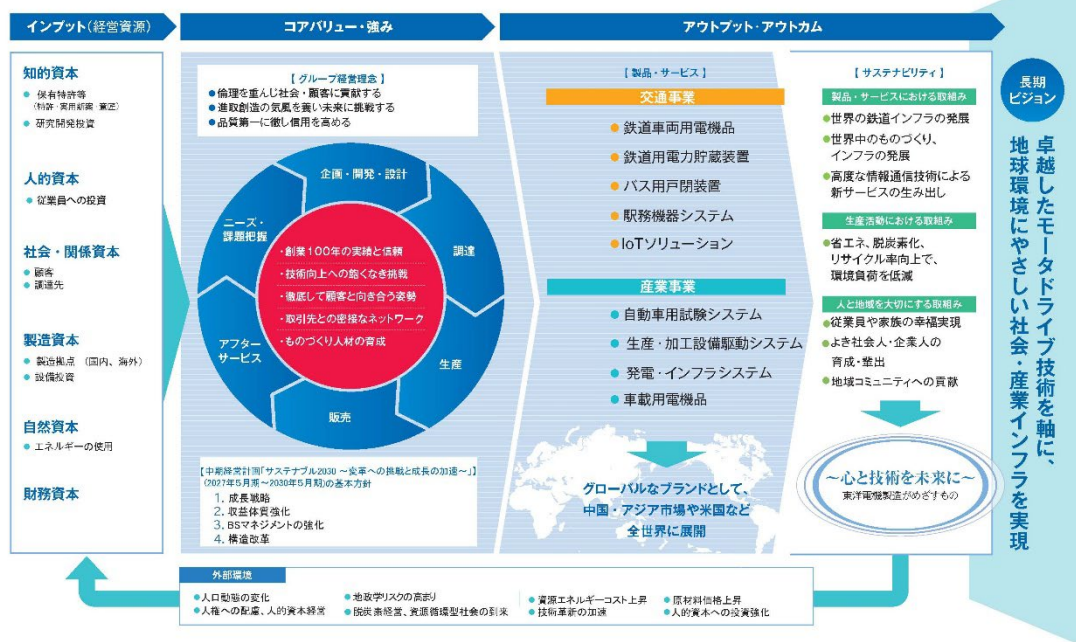
2. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、1918年の創業以来、100有余年の長きに亘り、モータドライブ技術を核とした数多くの鉄道車両用、一般産業用の電機品を開発、製造し、国内外の社会インフラの一端を担ってまいりました。当社創業以来の「技術向上への飽くなき挑戦」、「徹底して顧客と向き合う姿勢」、「ものづくり人材の育成」という基本姿勢は、現在の「取引先との密接なネットワーク」を創出し、「創業100年の実績と信頼」という、当社グループの価値創造の源泉（コアバリュー）となっています。

これら当社グループのコアバリューを基に、交通事業、産業事業の各事業で製品・サービスを提供し、長期ビジョンである「卓越したモータドライブ技術を軸に、地球環境にやさしい社会・産業インフラを実現すること」を目指しています。これは、まさに当社グループの企業としての社会的使命であり存在意義とも言えるものです。

東洋電機製造の価値創造プロセス



また、2024年5月、当社グループは、「サステナビリティ方針」に基づき、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けて、当社グループが優先的に対応すべき重要課題を「5つのマテリアリティ」として特定いたしました。当社グループのマテリアリティへの取組みを通じて、サステナビリティ経営の更なる推進に努めております。

マテリアリティ	目指す姿
①多様な人材の活躍促進	個々人が持つ能力を最大限発揮し、新しいことに挑戦しながら日々成長できる組織・風土を整えることで、多様な人材が自己実現し続ける企業グループを目指す
②技術を活かしたイノベーション創出	連綿と受け継がれてきた匠の精神（こころ）を礎に、技術向上へのあくなき挑戦を行い、新たなイノベーションを創出することで、豊かな社会づくりに貢献し続ける企業グループを目指す
③安定調達と高品質なものづくり	調達先と共存共栄できる強固なサプライチェーンを構築し、徹底して顧客の声に耳を傾けながら真摯にものづくりを行うことで、高品質な製品・サービスを提供し続ける企業グループを目指す
④脱炭素社会への貢献	卓越したモータドライブ技術を軸に、気候変動に対応する製品・サービスの開発・販売を通じて、持続可能な社会の実現に貢献し続ける企業グループを目指す
⑤社会・ステークホルダーに対し責任ある企業活動の実行	倫理を重んじた透明性のある経営を継続し、企業価値を向上しながら、社会・ステークホルダーにとってなくてはならない企業グループであり続けることを目指す

(2) 企業価値向上への取組み

当社グループは、2026 年 5 月期を最終年度とする「中期経営計画 2026」に取り組み、主要な数値目標「売上高 400 億円、営業利益率 5 %、ROE 8 %」を 2025 年 5 月期に引き続き、最終年度においても達成いたしました。これにより、当初企図した「東洋電機の再生と変革」や「企業価値の回復・向上」は着実に進展いたしました。また、「変革」や「成長」については引き続き重要な課題と認識しております。

これらの課題を踏まえ、新たな中期経営計画「サステナブル 2030 ～変革への挑戦と成長の加速～」(対象期間：2027 年 5 月期～2030 年 5 月期)においては、「変革への挑戦」と「成長の加速」を実現するため、「成長戦略」、「収益体質強化」、「BS マネジメントの強化」、「構造改革」の 4 つの基本方針に基づく施策を推進し、全てのステークホルダーの期待に高い水準で応え続ける持続可能な企業グループへの飛躍を目指してまいります。

4 つの基本方針	内容
①成長戦略	「マーケットイン」の視点を起点に、収益化を意識した新事業・製品の創出と戦略的な海外展開を推進し、持続可能な成長戦略を具現化
②収益体質強化	「量より質」を追求した営業強化とともに、販売価格の適正化、製品・業務品質の向上、徹底したコスト削減、事業の「選択と集中」を早急に進め、収益体質を抜本的に強化
③BS マネジメントの強化	資本市場の期待を踏まえ、政策保有株式の縮減や運転資本の圧縮を通じて資産効率を向上させるとともに、成長投資と株主還元強化を含むキャッシュアロケーションを最適化
④構造改革	グループ一体で企業風土と行動様式の変革や業務執行体制の最適化、組織・制度の見直しを含めた構造改革を断行し、持続的な利益成長による好循環を実現

(3) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営理念「倫理を重んじ社会・顧客に貢献する」を企業活動の原点としており、企業倫理に基づくコンプライアンスの重要性を認識するとともに、社会環境、法制度等の経営環境の変化に対応した経営監視体制を随時検討し、健全な経営を目指してコーポレート・ガバナンスの強化、充実に努めております。

2018 年 4 月には、コーポレート・ガバナンスの更なる強化のため、取締役会のもとに社外取締役参加による「指名・報酬諮問委員会」を設け、取締役・執行役員候補の選定及び報酬の決定にあたり、客観性と透明性を担保する仕組みといたしました。

2018 年 6 月には、取締役会の監督機能と執行機能を分離し、執行権限を執行役員に委譲することにより、取締役会は主に監督機能を担うことといたしました。

また、2023 年 8 月開催の定時株主総会において、女性社外取締役を選任し、コーポレート・ガバナンスに資する取締役会の多様性の確保にも努めております。

当社は、監査役会設置会社として、取締役会の監督機能に加え、監査役による取締役の職務執行に対する監査機能がともに有効に機能しております。

当社は、法令及び定款に基づく会社機関として株主総会及び取締役の他、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置しております。

取締役会は、社外取締役 3 名（うち、女性 1 名）を含む取締役 7 名（本定時株主総会において取締役選任議案が可決承認された場合は、社外取締役 3 名（うち、女性 1 名）を含む取締役 8 名）で構成し、取締役会専決事項、経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役・執行役員の職務執行を監督しております。また、取締役、執行役員、監査役の出席のもと、経営戦略会議、事業推進会議を開催し、当該会議体において役員が各業務部門から報告される情報を共有するとともに、経営課題の進捗状況の確認、重要な経営事項の必要な討議をしております。

監査役は、社外監査役 3 名を含む 4 名（本定時株主総会において監査役選任議案が可決承認された場合は、社外監査役 2 名を含む監査役 4 名）であり、取締役会及び経営戦略会議等の重要な会議への出席や、業務及び財産の状況の調査などを通じて、取締役の職務の執行を監査するとともに、内部監査人及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行う等、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

このほか、取締役会のもとに「内部統制委員会」を設置し、当社のリスクの認識及び対策等について検討を行っております。

今後もコーポレート・ガバナンス体制の充実を図ってまいります。

3. 本プランの目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することとしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社

株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

また、2026年5月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」のとおりです。現時点において、本プランの対象となる当社株式等の大規模買付けに関する打診及び申し入れ等はございません。

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を自ら単独で若しくは他の者と共同ないし協調して行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下(ii)において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(ア)当社の株式等の取得をしようとする者又はその共同保有者⁸若しくは特別関係者(以下、本(iii)において「株式等取得者等」といいます。)が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下、本(iii)において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株式等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株式等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁹を樹立する行為¹⁰であって、(イ)当社が発行者である株式等につき当該株式等取得者等と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような行為

②意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ)氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ)代表者の役職及び氏名

(ハ)会社等の目的及び事業の内容

(ニ)大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要

(ホ)国内連絡先

(ヘ)設立準拠法

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において以下同じとします。

⁹ 「当該株式等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が存するか否かの判定は、現在又は過去の資本関係(共同支配の関係を含みます。)、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等や、当該株式等取得者等及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

¹⁰ 本文(iii)所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の判断を尊重し合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本文(iii)所定の要件に該当するか否かの判定に必要なとされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び、意向表明書提出前 60 日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
- (iii) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等¹¹その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

③本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から 10 営業日¹²（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送しますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に日本語で提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付け等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数

¹¹ 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

¹² 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。

値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)

(iv) 大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

(v) 大規模買付け等にしての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

(vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

(vii) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

(viii) 大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(ix) 大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に明示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適時、適切に開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価・検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大 60 日間

(ii)その他の大規模買付け等の場合には最大 90 日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会の評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大 30 日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間開始後に、上記④の当社取締役会による評価・検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、買付者等による大規模買付け等及び当社取締役会による意見や代替案等の内容の検討等を始め、取締役会評価期間内に、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非又は株主意思を確認すべき旨の勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)から(iii)までに定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i)買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合若しくは買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められる場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、若しくは、買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。具体的には、別紙4-1に掲げるいずれかの類型に該当し、それによって当社に回復し難い損害を与えたり、株主の

皆様に当社の株式等の売却を事実上強要する虞があると客観的に合理的に判断される場合には、当該大規模買付け等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められる場合に該当することとします。

なお、別紙４－１に掲げるいずれかの類型に形式的に該当することのみをもって、対抗措置の発動を勧告することはありません。あくまで当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合に限り、上記の対抗措置の発動を勧告することがあります。

(ii) 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞がある場合

独立委員会は、上記(i)に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞があるものと認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、原則として株主の意思を確認すべき旨を勧告するものとします。

なお、別紙４－２に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付け等は当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞があるものと認められることとします。

(iii) 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

独立委員会は、上記(i)及び(ii)に定める場合以外においては、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものとします。

⑥株主意思の確認

独立委員会が、上記⑤(ii)に従い、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続きを行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他当社

取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑦取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は⑥に定める株主意思確認総会の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑧対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑦の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑨大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑧に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑧に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおい

ては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会にて承認が得られた場合には、2029 年 8 月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示いたします。

5. 本プランの合理性

(1) 「企業買収における行動指針」等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が 2005 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が 2008 年 6 月 30 日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び経済産業省が 2023 年 8 月 31 日に公表した「企業買収における行動指針」の趣旨も踏まえた内容になっております。また、本プランは、東京証券取引所の定める買収への対応方針の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

なお、当社は、2015 年に制定されたいわゆる買収防衛策に関するコーポレートガバナンス・コードの原則(原則 1-5、補充原則 1-5 ①)をいずれも実施することとしております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記 3. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付け等がなされた場合に独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合、及び独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付け等に対する対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続に当たり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員 3 名以上により構成しております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 4. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止す

るための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

上記 4. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしておりますため、本プランはスローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の 4. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき本新株予約権 3 個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記

4. (1)⑧に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになりますので、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用される法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会の委員（以下「独立委員」）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役又は(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、独立委員の過半数は当社社外取締役とし、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該独立委員を除く独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1)本プランの対象となる大規模買付け等への該当性の判断
 - (2)本プランに係る対抗措置の発動の是非、又は株主意思を確認すべき旨
 - (3)本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (4)本プランの廃止及び変更
 - (5)その他本プランに関連して当社取締役会が独立委員会に諮問する事項

各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

杉崎 康昭（すぎざき やすあき） 69 歳

1988 年 4 月 株式会社神戸製鋼所入社
2011 年 4 月 同社執行役員技術開発本部開発企画部長
2013 年 4 月 同社常務執行役員技術開発本部長
2014 年 6 月 同社常務取締役技術開発本部長
2015 年 4 月 同社専務取締役全社技術統括
2016 年 4 月 同社取締役専務執行役員 社長付
株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ顧問
2016 年 6 月 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ代表取締役社長
2024 年 6 月 同社相談役
2025 年 8 月 当社取締役（社外）就任（現）
2026 年 1 月 尼崎市公平委員会委員長（現）

間狩 泰三（まかり たいぞう） 67 歳

1983 年 4 月 帝人株式会社入社
2010 年 6 月 帝人エンジニアリング株式会社取締役
2011 年 6 月 同社代表取締役常務取締役
2012 年 4 月 帝人株式会社帝人グループ欧州総代表兼 Teijin Holdings Netherlands
B.V. 社長
2017 年 4 月 同社帝人グループ執行役員エンジニアリング管掌兼CSR管掌補佐（防
災担当）
2018 年 6 月 インフォコム株式会社取締役
2020 年 4 月 帝人株式会社帝人グループ常務執行役員
2021 年 4 月 同社顧問 技術アドバイザー
2021 年 8 月 当社取締役（社外）就任（現）
2022 年 4 月 帝人株式会社 技術アドバイザー（現）

町田 悠生子（まちだ ゆきこ） 42 歳

2009 年 12 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
新四谷法律事務所入所
2012 年 6 月 五三・町田法律事務所設立
同事務所パートナー（現）
2017 年 4 月 第二東京弁護士会労働問題検討委員会副委員長（現）

2023 年 8 月 当社取締役（社外）就任（現）

2023 年 10 月 東京紛争調整委員会委員（現）

2024 年 6 月 ユアサ商事株式会社（現株式会社 YUASA）取締役（社外）（現）

※上記 3 氏と当社との間において、特別の利害関係はありません。

※当社は、杉崎 康昭氏、間狩 泰三氏、町田 悠生子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以上

当社の大株主の株式保有状況

2026 年 5 月 31 日現在の当社の大株主の状況は、次のとおりであります。

株主名	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合（％）
東日本旅客鉄道株式会社	973	10.00
東洋電機従業員持株会	506	5.20
東洋電機協力工場持株会	372	3.82
日本生命保険相互会社	337	3.46
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	332	3.41
三信株式会社	293	3.00
株式会社三菱UFJ銀行	224	2.30
株式会社横浜銀行	207	2.13
オークラヤ住宅株式会社	206	2.11
JP MORGAN CHASE BANK 380802	144	1.48

（注）上記のほか当社は自己株式 588 千株を保有しております。

以上

1. 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- ① 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売却をする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ⑤ 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する虞があると判断される場合

2. 当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞があると認められる類型

- ① 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- ② 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、取引先、従業員、地域社会その他の利害関係者の関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の毀損が予想される等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を妨げる虞があると判断される場合
- ③ 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、劣後すると判断される場合

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の3倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき3個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者¹³、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹⁴、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹⁵（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

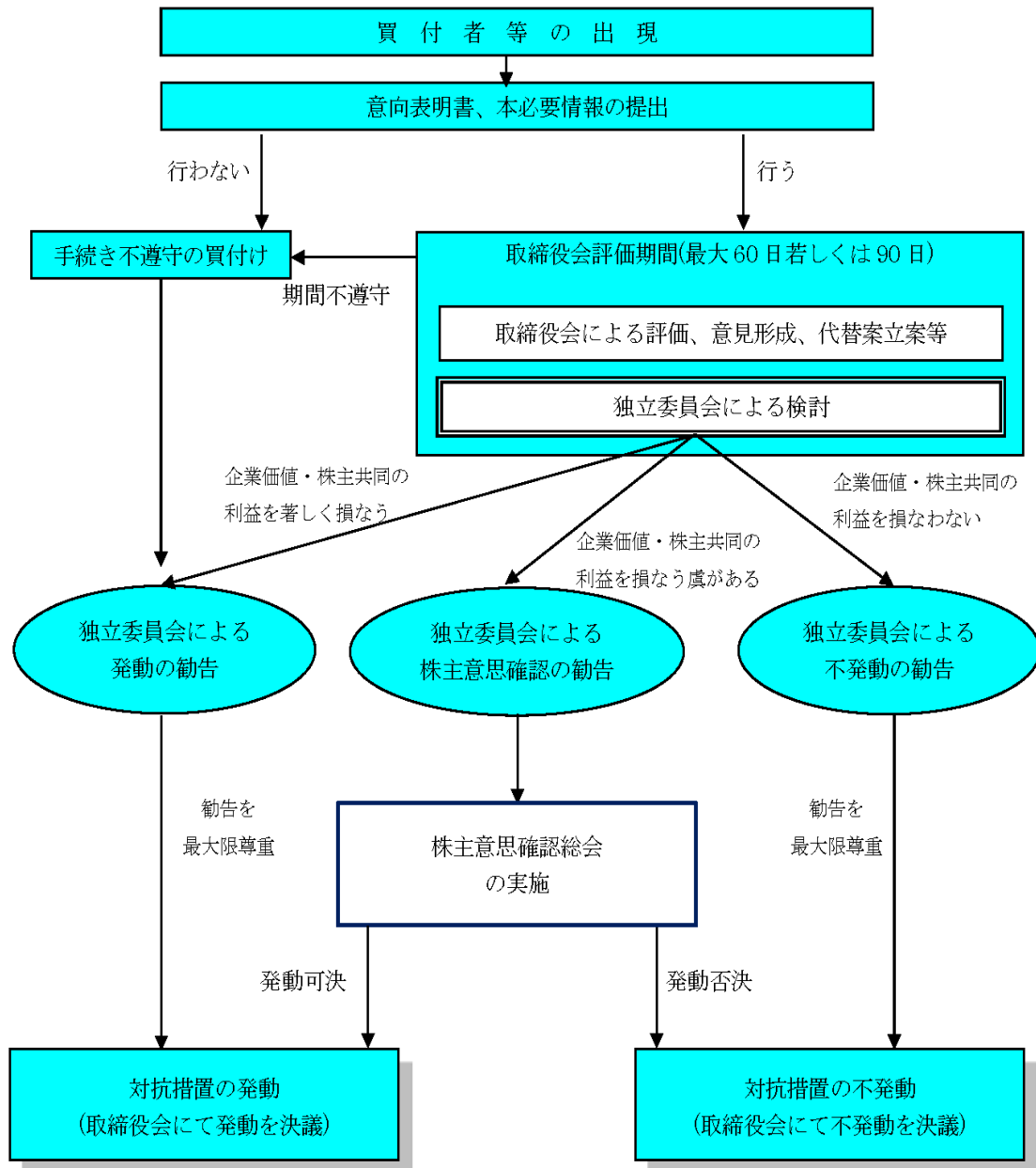
¹³ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹⁴ 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹⁵ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と実質的に共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

(ご参考)

本プランの手続きに関するフロー図



※このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照下さい。

以上